

法学未修者教育の充実について

第10期の議論のまとめ（案）

3

4 はじめに

5

6 I. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

7

8 II. 検討にあたっての前提と課題

9

10 III. 課題を踏まえた対応策

11 1. 学修者本位の教育の実現

12 2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

13 3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

14 4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

15 5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

16

17 IV. 今後のさらなる検討課題

18

19 参考資料

1 はじめに

- 2 ○ 法科大学院は、質・量ともに豊かな法曹を養成するため平成 16 年に創設され、これまで多
3 くの修了生を輩出してきた。その一方で、法科大学院全体としての司法試験合格率や、法曹
4 の活動領域の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹
5 志望者の減少を招来する事態に陥ったことを受け、政府は、平成 27 年 6 月の法曹養成制度
6 改革推進会議決定¹に基づき、平成 27 年度から平成 30 年度までを法科大学院集中改革期間
7 として抜本的な組織の見直しや教育の質の向上を図ってきた。その中で、法科大学院の規模
8 の適正化が促され、現時点で募集継続校は 35 校となり、入学定員総数は令和元年度の 2,253
9 人が上限とされるに至っている。
- 10 ○ また、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成
11 制度の中核である法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資
12 質を有する法曹人材の確保を推進するため、令和元年 6 月成立の法科大学院関連法において、
13 いわゆる「法曹コース 3 + 2」の 5 年一貫教育制度が創設された。今回の改正により、法科
14 大学院教育のさらなる充実が図られるとともに、法曹を志望する学生の時間的・経済的負担
15 が大きく軽減され、かつ、法科大学院の定員管理を通じて司法試験合格の予見可能性が高ま
16 ることによって、優れた資質・能力を有する法曹志望者を増やし、予測困難な時代において
17 専門的な法的知識を活用して社会に貢献できる法曹を安定的に輩出することが期待される。
- 18 ○ 他方、この「法曹コース 3 + 2」の制度は法学既修者を前提としたものであるため、法曹志
19 望者の多様性の確保という観点からは、改めて法学未修者教育の充実が求められている。
- 20 ○ 人生 100 年時代、急速なデジタル化、さらにはポストコロナ期における社会の在り様を見据
21 える中、新たな日常生活を送るための多様な法的サービスの提供が求められる今こそ、幅広
22 い知見を有する法律人材に対する量的・質的ニーズが高まっている。本来、こうした多様な
23 人材を受け入れるべく、学部段階での専門分野を問わず社会人等にも広く門戸を開設してい
24 る法科大学院であるが、現状では、入学者全体に占める社会人経験者と非法学部出身者の割
25 合はそれぞれ 2 割に満たず、法学未修者コースのみに限っても、それらの割合はそれぞれ 3
26 割強にとどまっている²。
- 27 ○ こうした状況を踏まえ、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「本委員
28 会」という。）第 10 期では、多様なバックグラウンドを有する人々が法曹を目指して集い学
29 べる法科大学院の実現に向け、今一度アクセラルを踏み込むことが必要との認識に立ち、「法
30 学未修者教育の充実」について検討を進めてきた。改正された法科大学院関連法の成果が表

¹ 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定

² 令和 2 年度法科大学院入学者総数 1,711 名のうち、社会人経験者は 333 名（19.5%）、非法学部出身者は 271 名（15.8%）である。また、法学未修者コース入学者のみに限ってみると、入学者総数 533 名のうち、社会人経験者は 173 名（31.6%）、非法学部出身者は 163 名（30.6%）となっている。

1 れている段階ではないが、第 10 期の任期が終了するに当たり、現在、法科大学院が置かれた
2 状況を踏まえて、制度上あるいは運用上の様々な工夫や対応について本委員会のこれまで
3 の議論を整理し、まとめる。本委員会では、法科大学院関連法の施行状況をフォローしつつ、
4 引き続き第 11 期においても未修者教育の充実について議論を継続していくこととするが、
5 文部科学省、各法科大学院及び関係機関等においては、これまでの議論を踏まえ、我が国の
6 司法を支える質・量ともに豊かなプロフェッショナルの養成を実現することを強く期待する。
7

1 I. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

- 2
- 3 ○ 法科大学院創設が提言された当時の司法制度改革では、法曹の人的基盤の拡充に向けて、
4 専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職
5 業倫理を身につけ、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することを目指してい
6 た³。とりわけ、他学部における学びや社会人経験など多様なバックグラウンドを有する人
7 材を多数法曹で受け入れるために、広く門戸を開放することを主眼としてきたものの、実
8 実際には、法学未修者の志願者数、入学者数、標準修業年限での修了率、司法試験合格率等
9 のデータからは、当初の理念が実現されているとは解し難い状況が続いていた。
- 10 ○ こうした実態を踏まえて、中央教育審議会においては、これまで数次にわたる議論を重ね
11 てきた。特に、平成 24 年度には、本委員会の前身である中央教育審議会大学分科会法科大
12 学院特別委員会に「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」が設置さ
13 れ、法律基本科目をより重点的に学ぶための改善、法科大学院全体を通じた学修到達度判
14 定の仕組みの必要性、法学未修者に対する入学者選抜の改善、入学前から卒業後までの一
15 貫した充実方策などが提言された。
- 16 ○ これらの提言も踏まえ、以下のような施策が講じられてきた。
- 17 ✓ 授業科目や授業内容について適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的・量的充
18 実を図りつつ、法学未修者の法律基本科目の学修を充実させる観点より、法律基本科目
19 の年間履修登録単位数の上限（標準 36 単位）を引き上げる（最大 44 単位までを標準の
20 範囲内とする）⁴。
- 21 ✓ 入学時に十分な実務経験を有する者について、大学がそれまでの実務経験等を把握・評
22 価した上で適当と認めた場合には、それらの実務経験等に相当する展開・先端科目に代
23 わり、法律基本科目を履修すること（概ね 2～4 単位を目途）を可能とする⁵。
- 24 ✓ 各法科大学院における法学未修者 1 年次における成績評価・単位認定や 2 年次への進級
25 判定を厳格かつ客観的に行う。法科大学院全体を通じた学修到達度判定の仕組みとして、
26 共通到達度確認試験を導入する（平成 26 年度から 5 年間の試行を経て令和元年度に本
27 格実施）。
- 28 ✓ 各法科大学院の先導的な取組を評価し、公的支援のメリハリある配分を通じて法科大学
29 院教育の全体の質の向上を後押しすることを目的とした「法科大学院公的支援見直し強
30 化・加算プログラム」（平成 27 年度開始）において、法学未修者教育の改善充実に資す
31 る取組を評価する。

³ 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革
審議会

⁴ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26 文科高第 393 号平成 26 年 8 月
11 日）

⁵ 同上

- 1 ✓ 法学未修者に関する入学者選抜改革として、統一適性試験の利用を法科大学院の任意と
2 し⁶、法学未修者等の入学者選抜のガイドラインを作成する⁷。
- 3 ○ こうした施策の傍らで、各法科大学院は、法学未修者教育の充実に関わる様々な工夫と努力
4 を続けてきた。例えば、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においては、こ
5 れまでに、きめ細かな支援として修了生や弁護士等のチューター・アカデミック・アドバイ
6 ザによる就学前準備の学修支援、個別指導型ゼミの充実等の法学未修者のサポート体制の
7 構築、法律基本科目の指導の充実として1年次必修科目の授業担当教員間のFD強化、効果
8 的な学修の促進として予習への工夫や復習用材料の配布、法学未修者卒合格者を対象とした
9 入学前授業見学会、法学未修者の教育・学修支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・
10 提供など、多様なバックグラウンドを有する者に対する配慮に富んだ取組⁸などが高く評価
11 されている。
- 12 ○ これらの成果としては、
- 13 ✓ 統一適性試験の廃止後、法学未修者の志願者や入学者の減少傾向に一定の歯止めがか
14 かり、増加の兆しがみられること
- 15 ✓ 法学未修者の修了生のうち、令和元年までに法科大学院修了資格で司法試験に合格し
16 た者は7,880名にのぼり、多様な分野で活躍し、就職先からも高く評価され、社会的
17 要請に広く対応していること
- 18 などが挙げられる。
- 19 ○ その一方で、依然として、司法試験合格率や標準修業年限での修了率は伸び悩んでおり、
20 法学既修者との差が顕著⁹であり、さらなる対応が必要な状況である。

21

22

⁶ 「統一適性試験の在り方について（提言）」平成28年9月26日（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）。統一適性試験は、法科大学院における学修の前提となる資質を、法律学の学識ではなく、論理的判断力や長文読解力で判定するもの。すべての法科大学院が志願者に対して受験を求めていたが、令和元年度入学者から実施されていない。

⁷ 「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」平成29年2月13日（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

⁸ 若手弁護士チューターによる個別指導型ゼミの充実（筑波大学）、アカデミック・アドバイザーによるパートナー制度、入門導入講義等の実施による就学前準備や課外講座の充実など法学未修者サポート体制の再構築（早稲田大学）、個別連絡やFD会場の場を通じた1年次必修科目の授業担当教員間による情報共有（一橋大学）、予習課題の出し方の工夫や授業で扱った内容のダイジェストを授業後に復習用材料として配布（一橋大学）、法学未修者卒合格者を対象とした入学前授業見学会の実施（京都大学）、法学未修者の教育・学修支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・提供（神戸大学）。令和元年度から5年度の5年間の機能強化構想として評価。

⁹ 司法試験累積合格率（平成26年度修了生）は、法学既修者の74.0%に対し、法学未修者は49.5%にとどまる。また、標準修業年限修了率についても、法学既修者は近年70%台後半で推移している（令和元年度修了生は75.6%）のに対し、法学未修者は50%前後で推移している（令和元年度修了生は50.4%）。

1 II. 検討にあたっての前提と課題

2

3 ○ 本委員会は、法学未修者教育の充実について検討するに当たり、まず前提として現行の「3
4 年を標準とする教育課程」の在り方について改めて確認を行ったところ、以下の意見で一致
5 した。

- 6 ✓ 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率に大きな開きがあるものの、司法制度改革審
7 議会が掲げた「公平性、開放性、多様性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者
8 を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持することが重要である。
9 ✓ 法学未修者として入学した者は、2年次以降は法学既修者と同一課程で学ぶこととなる
10 ため、法学既修者と共に学ぶことのできる能力を着実に身につけられるよう、1年次教
11 育や2年次進級の在り方について、具体的な改善策が求められる。

12

13 ○これを踏まえ、本委員会は大きく3つの問題意識の下、課題を整理し、対応策を検討した。

14

- 15 ✓ 現状では、法学未修者の多様なバックグラウンドに十分配慮した教育が必ずしもなされ
16 ていないため、法学未修者の1年次教育について、学修者本位の教育の実現という視点
17 から、積極的に充実させる必要があるのではないか。
- 18 ✓ 法学未修者が2年次から法学既修者と同一課程で学ぶことができるようにするため、1
19 年次教育の成果を、法学への適性や将来の司法試験合格可能性の観点から客観的に把
20 握・評価した上で、2年次に進級できるようにする必要があるのではないか。
- 21 ✓ 法科大学院修了生の活躍は、現時点でも法曹を含む多方面に及ぶものの、法曹以外の分
22 野を含めどのようなキャリアを歩んでいるか必ずしも明らかではない。社会における法
23 的ニーズがますます多様化していることを踏まえ、多様なバックグラウンドを有する修
24 了生が多様なキャリアで活躍できるよう積極的に支援すべきではないか。

25

26 ○ 本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果¹⁰においては、多くの法学未修者に
27 共通する意見として、司法試験合格レベルという水準も分からずに目の前の学修に終始して
28 いたことや、予習・授業・復習・自分の学修のバランスの取り方が難しく計画的な学びがで
29 きなかったことなど、学修方法や学修目標などに対する不安や戸惑いが挙げられている。こ
30 れらの日々の戸惑いは、「法学部以外の人は必要とされていないと感じた」、「いろいろなバ
31
32

¹⁰ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 – 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

- 1 ックグラウンドを持っている人の方がむしろ挫折していた」、「孤独で情報がない」など、学
2 修意欲はもとより、法科大学院教育への信頼にも影響していることが浮かび上がっている。
3 多様性のある法曹の養成は、法科大学院創設当時からの理念であることを今一度想起し、こ
4 うした学修者の率直な声に真摯に向き合わなければならない。その上で、各法科大学院は、
5 学生が自らの適性に応じた学修ができるよう選択肢を提供し、きめ細かな指導を通じて、そ
6 れぞれの可能性を最大限に伸長するという学修者本位の教育を実現することが、喫緊の課題
7 である。
- 8 ○ また、これまでの法科大学院改革で、法科大学院の規模の適正化が促され、令和2年度現在、
9 募集継続校は35校、入学定員総数は令和元年度の2,253人が上限とされたこと等を踏まえ
10 ると、法科大学院は一つの転換期にあると言える。これから法科大学院教育は、連携や協
11 働によって、共に高め合うフェーズを迎えており、この点は、共通する課題が多い法学未修
12 者教育において特に強調されるべきである。今後は、各法科大学院が有する経験やリソース
13 を法科大学院間で共有するとともに、法曹界とも連携し、法学未修者教育の充実という目標
14 に、ともにアプローチすることが期待される。そのことは、結果として、法科大学院全体の
15 教育水準の向上につながるものであるという認識の下、対応策について議論を重ねてきた。

1 III. 課題を踏まえた対応策

2 1. 学修者本位の教育の実現

3 法科大学院教育は、法学未修者として、他学部出身者、社会人経験者に加え、法学部を卒
4 業したが再度十分な学修を望む者など様々な経歴や希望を持つ学生が混在し、法学に関する
5 学識や専門的能力の水準が異なる者が、同一の教育課程において共に学ぶ点に大きな特徴が
6 ある。多様な者が混在して学ぶことに関する課題は、既に、「法学未修者教育の充実方策に
7 関する調査検討結果報告」¹¹において指摘されているが、学生によって、自分に適した学修
8 方法、確保できる学修時間、望ましい学修環境などが様々であることから、習熟度の違いを
9 踏まえた上で、個々の学生にとって最適だと考えられる方法を選択できるようにすることが
10 重要である。各法科大学院においては、個々の学生の経歴や実態に即したきめ細かな指導を
11 行い、その可能性を最大限に伸長する、学修者本位の教育を実現することが強く期待される。

12 こうした観点から、今期の議論では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として教育現
13 場に急速に浸透しつつあるICTの活用、多くの法科大学院で活用されている補助教員による
14 学修支援、長期履修などに関し、効果的な在り方について検討を行った。

15

16 [ICTを活用した法学教育の在り方]

- 17 ○これまで、法科大学院におけるICTの活用に関しては、法科大学院が立地しない地域の居住
18 者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保すること、地理的制約を超えた法科大
19 学院間の連携による教育の質の向上などのための重要な手段であると指摘されてきた¹²。こ
20 れらの目的に加えて、今期の議論においては、法学未修者教育においても、学修者本位の教
21 育を実現するという観点から、ICT活用の新たな可能性が見出された。具体的には、録画教
22 材を活用して学生が自らのペースで学べるようにしたり、講義録画を予習教材とした上で授
23 業の双方向・多方向性を高める、いわゆる「反転授業」を実現したり、さらには、複数の法
24 科大学院が協働で教材を開発・活用することで教育資源を有効活用できるようになるといったものである。
- 25 ○現行制度上、法科大学院を含む大学院教育においては、面接授業に相当する十分な教育効果
26 が得られる専攻分野に関して、多様なメディアを高度に利用した授業（遠隔授業）を行うこ
27 とができるとされており、学部教育と異なり履修上限単位数も定められていない¹³。他方、
28 法科大学院に関しては、平成29年2月の「法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活

¹¹ 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」平成24年11月30日（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ）

¹² 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定

¹³ 専門職大学院設置基準第8条、大学設置基準第25条

- 用した教育の在り方に関する検討結果」¹⁴において、多様な遠隔授業のうち、サテライト方式¹⁵については許容され、モバイル方式¹⁶についても学生側の通信環境に配慮した上で面接授業等との併用により活用し得るが、オンデマンド方式¹⁷については、授業時間外の学修ツールとしては推奨されるものの、双方向・多方向を重視する法科大学院の授業においてはこの方式で単位認定を行うことは望ましくないとされたことを受けて、オンデマンド方式による授業が実践されることとはなかった。
- しかし、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中で、法科大学院教育においても、多様な形でICTが活用されるようになった。これまで法科大学院教育になじまないと思われたオンデマンド方式についても必要に迫られ臨時の手段として活用されることとなったが、実際に活用した大学の関係者からは、オンデマンド方式と双方向・多方向を重視する授業とを両立し得る様々な可能性が示されるに至った¹⁸。特に、法学未修者の場合、動画を途中で止めたり繰り返し視聴したりしながら、自らのペースで学び、知識を定着できるという利点のほか、働きながら通う有職社会人の場合は、時間や場所の制約なく自らの生活スタイルに合わせて学修できるという利点が強調されている。一方で、全ての授業を遠隔授業に置き換えることについては、教員と学生間の信頼関係の構築や学生間の交流、学生の学修状況の把握、厳格な成績評価の実施等の面で多くの課題が生じることも指摘されている。
- 今後は、これまでに各法科大学院で実践され効果を上げてきた教育手法に加え、より本質的な双方向・多方向の教育の実現という観点からICTを活用する方向を検討することが重要である。文部科学省は、オンデマンド方式を用いた授業に関するこれまでの方針を見直し、法科大学院が行う授業の選択肢の一つとして位置づけ直すことが望ましい。また、オンデマンド方式を活用した授業については、認証評価においても、十分な教育効果を得ることができているかという観点から適切な対応がなされることが望ましい。
- 各法科大学院においては、コロナ禍で明らかになった遠隔授業の成果と課題を検証しつつ、

¹⁴ 「法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果」平成29年2月3日（法科大学院におけるICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）

¹⁵ サテライト方式：テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態。

¹⁶ モバイル方式：ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態。

¹⁷ オンデマンド方式：実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態。

¹⁸ 法科大学院におけるICTの活用状況は、同時双方向型による遠隔授業は、従前は、夜間コースを有する一部の法科大学院のみでしか実施されていなかったものの、コロナ禍では約9割の法科大学院で実施、約3割以上の法科大学院が今後も実施する予定。オンデマンド型動画の配信は、コロナ禍で約5割以上の法科大学院が授業として活用、約6割以上が欠席者用の補助教材、予復習教材等として活用。（文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料））

1 それぞれの教育目標や科目の特性等に応じて、オンデマンド方式を含めたICTの適切な活用
2 の在り方について検討することが必要である。法学未修者教育の充実の観点からは、オンデ
3 マンド方式を活用した予習・復習やそれをもとにした反転授業の導入等によって、多様な学
4 生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させた上で、双方向・多方向の授業に取り組む
5 ことができるようになる。また、教員は初学者向けに繰り返し活用できるオンデマンド動画
6 を用意することにより、授業時間内では演習、論文指導などを取り入れ、授業外では個別面
7 談、補助教員との連携等、よりきめ細かい指導に取り組みやすくなると考えられる。また、
8 遠隔授業は、共有や公開が容易であることから、学内FD、入学予定者向けの模擬授業・導
9 入授業、法科大学院間や法曹コースとの連携など、幅広い活用が期待される。一方で、ICT
10 を活用する場合には、学修意欲の維持や教職員・学生同士の交流確保の観点から、定期的な
11 スクーリングや補助教員などによる実践的な学修支援などと組み合わせたカリキュラムに
12 するなどの配慮が求められる。

13 ○ なお、現在、政府の教育再生実行会議において、対面教育とオンライン教育のハイブリッド
14 化が論点の一つとなっており、これらの議論も参考にしながら、法科大学院における将来的
15 な教育の在り方を模索していくことが重要である¹⁹。また、本委員会では、法科大学院が立
16 地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人等に配慮する観点から、
17 新しい教育手法を積極的に活用した法科大学院教育の在り方を検討する必要性について意
見があったことも留意する必要がある。

19

20

21 **〔補助教員による学修支援〕**

22 ○ 法学未修者教育においては、学生の学修到達度に即したきめ細かな支援が重要であるため、
23 法科大学院修了生や弁護士等の補助教員²⁰を活用した学修支援が広く行われている。補助教
24 員は、法令上の明確な定義はなく、名称も、アカデミック・アドバイザー、チューター、メ
25 ンター、学習アドバイザー、TAなど様々である。こうした補助教員による支援の内容は各
26 法科大学院によって異なるが、授業の補助や授業外の論文指導といった学修内容のフォロー
27 のほか、学修方法や生活面、精神面でのフォローなど多岐にわたる。本委員会で紹介された
28 学生ヒアリングやアンケート結果からも、法科大学院修了生等の補助教員による学修面、生

¹⁹ 教育再生実行会議高等教育ワーキング・グループ第1回（令和2年9月14日）資料4によると、主な論点として「対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質化」、「対面とオンラインのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築や環境の整備、質保証の在り方」などが挙げられている。

²⁰ 文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査によると、約9割以上の法科大学院で補助教員等が学生指導にあたっており、授業外におけるゼミの実施等のほか、授業の補助、学習方法や進路についての相談対応などの多様な役割に従事している。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

- 1 活面、精神面でのフォローは、学生側から総じて高い評価を得ており、こうした支援が法学
2 未修者教育を底支えしている面があることが分かる²¹。
- 3 ○ また、令和元年の法令改正において、法科大学院における授業の方法等に関し、事例研究、
4 現地調査、双方向、多方向に行われる討論、質疑応答のほか、論述の能力その他の専門的学
5 識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければな
6 らないことが新たに専門職大学院設置基準に規定された²²。学生ヒアリングやアンケート結
7 果からは、「論述などの「書く」学修は、1年次から授業以外の機会もを利用して計画的に進め
8 ることが重要だとする学生の意見が多く見受けられる。また、「書く」学修は、いわゆるアウ
9 トプットであり、「英語で例えると、ずっとリーディングの授業を受けていたのに、試験は
10 すべてスピーキングというくらいに差がある」という学生の実感も本委員会では共有された。
11 論述能力の涵養については、司法試験の過去問やそれに類する事例教材も積極的に活用され
12 るべきとされているが²³、司法試験対策に偏重した授業にならないようにするという配慮か
13 ら、正課外における補助教員の指導が重要な役割を果たしているケースが少なくない。
- 14 ○ 各法科大学院は、法科大学院修了生の法律実務家の協力を得て、論述能力の涵養に資する実
15 践的な教育その他の法学未修者に対する学修支援を組織的かつ機能的に取り入れることが
16 望ましい。その際、教育課程全体における補助教員の役割や求められる能力、担当教員との
17 連携、学生への指導方法などについて、各法科大学院で方針を定めた上で、補助教員に協力
18 を求めることが重要である。また、補助教員の多くは、本業の傍らで法科大学院教育に携わ
19 っていることから、担当教員との連携や補助教員同士の連携など縦横のつながりが十分に持
20 たれず、補助教員個人に学生指導が任せられているといった現状も指摘されている。法科大学
21 院執行部や教員と組織的に連携できる仕組みや補助教員同士のつながりを強化するなどの
22 方策も検討される必要がある²⁴。連携に当たってはICTなども活用し、教員や補助教員双方

²¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育－「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

²² 専門職大学院設置基準第20条の5

²³ 「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）（元文科高第623号令和元年10月31日）によると、第20条の5は「例えば、論述式の定期考查を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見いだし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大学院の創意工夫により行われるべきもの」「司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割」であり、「司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべき」とされている。

²⁴ 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（文部科学省平成30年度先導的大学改革推進委託事業）47～49頁で紹介されている好事例。

・創価大学法科大学院：「土曜補習」において、補助教員（チューター）同士の縦の連携や教員との組織的・日常的な連携が図られている。

- の負担にならないような工夫が必要である。
- 文部科学省においては、法学未修者に対する補助教員による学修支援の優れた取組について把握・公表し、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において評価することが期待される。また、補助教員が正課の授業のフォローやそれに付随する論述能力の涵養のための学修支援を行う場合の留意事項等を整理し、補助教員による学修支援が法科大学院のカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われることが可能となるよう、各法科大学院における創意工夫を促すことが求められる。
 - 法科大学院協会²⁵は、関係団体と連携して、補助教員による学修支援の組織的・機能的な活用に関する好事例や運用マニュアルなどの情報について、大学の枠を超えて共有が図れるよう主体的に検討されることが期待される。

〔長期履修制度〕

- 長期履修制度は、標準修業年限での修了が困難と認められる学生について、修業年限を超えた期間での計画的な履修を可能とする制度であり、各大学の実情に応じて活用されているが、法科大学院における直近の活用状況をみると、長期履修制度を設けている大学が 13 校、そのうち実際に制度を利用している学生が存在している大学が 7 校、利用人数は合計で 43 名にとどまっている²⁶。また、制度の利用申請は、各学生が行う必要があるが、申請時期が入学試験出願時や入学手続き時に限定されていたり、申請条件が労働や出産・育児などの事情がある場合に限定されていたりするケースが多く、例えば、法学未修者が自らの適性や資質に応じ、1 年の教育課程につき、1 年を超える期間にわたってじっくり履修したいといった事情では活用できない場合もある。しかしながら、現状、法科大学院の 1 年次から 2 年次への進級率が 6 割台にとどまっていることや、今後導入される在学中受験資格を得るために

- ・早稲田大学法科大学院：修了者弁護士であるアカデミック・アドバイザーを数十名規模で配置し、その中から数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2 ヶ月に 1 回程度法科大学院執行部との協議を実施している。

- ・明治大学法科大学院：正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置している。

その他、文部科学省令和 2 年度法科大学院関係調査においては、以下のような工夫例もみられる。

- ・教務委員会等が補助教員のゼミでの指導状況などを把握し必要に応じてフィードバックを行う。

- ・補助教員と担当教員の意見交換会を設定する。

- ・学生への指導基準（司法試験問題の指導基準、入学前合格者や修了生への指導基準など）を補助教員に明確に示す。

²⁵ 法科大学院協会は、法科大学院相互の協力を促進して法科大学院における教育水準の向上を図り、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献することを目的として、法科大学院を設置する法人により構成される団体で、平成 15 年 12 月に創設された。法科大学院を設置する大学（募集停止校を含む 45 大学）が会員となっている。（法科大学院協会ホームページより）

²⁶ 文部科学省令和 2 年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第 98 回（令和 2 年 9 月 9 日開催）参考資料）

1 2年次終了時点までに司法試験科目の学修を終える必要があること等を踏まえると、法学未
2 修者の適性、意欲、能力等に応じて、1年次における学修につき、1年を超える期間にわた
3 って延長することを積極的に認めることが検討される必要がある。

- 4 ○ 各法科大学院においては、多様な学修計画の選択肢を提供するために、長期履修制度につ
5 いて、学生の適性に応じた活用を認めることや、1年を超える履修期間の延長、入学直後
6 だけでなく1年次終了時²⁷など一定の学修経験を経たタイミングで長期履修に切り替えるこ
7 とを認めるなど、より柔軟に活用すべきである²⁸。その際は、奨学金制度の適切な運用にも
8 配慮することが重要である²⁹。

²⁷ 共通到達度確認試験の結果を踏まえて判断することも考えられる。

²⁸ 長期履修制度利用者の平均履修期間は、筑波大学、九州大学、日本大学、関西大学が4年、琉球大学、駒澤大学、福岡大学が5年となっている。また、例えば筑波大学では、1年次終了時に制度利用の申請を認めている。(文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より(中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回(令和2年9月9日開催)参考資料))

²⁹ (独)日本学生支援機構奨学金の貸与期間は、第一種(無利子)奨学金(月額5万円/8.8万円)については標準修業年限期間までであるが、第二種(有利子)奨学金(月額最大22万円)については長期履修課程の修業年限の終期までとなっている。

2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

「1. 学習者本位の教育の実現」では、多様な経験や知識・能力を持つ学生が学ぶ状況において、法学未修者が学びやすい環境づくりのための対応等について述べてきた。こうした法学未修者の中には、既に、他学部での学びや社会人経験等を通じて様々な分野の知識や経験を有し、それらの専門性を強みとして、さらに法学の知識と実践力を身につけるために法科大学院に進学する者が多い。こうした学生は、法律に関しては基本的に初学者であるため、1年次における法律基本科目の効率的な学修、十分な学修時間の確保、学修意欲の継続などが切実な問題となっており、1. で掲げた対応策にとどまらない方策が必要と考えられる。

したがって、本項では、法学未修者の中でも、非法学部出身者、社会人経験者を念頭において対応をまとめている。特に有職社会人については、法科大学院の教育に当たられる時間が限られているなど、カリキュラム設定や学修指導において、固有の課題を抱えている現状が明らかになっており³⁰、こうした点に特に配慮した学修体制や学修支援が必要である。

〔ICT を活用した法学教育の在り方〕

- 働きながら法科大学院に通う場合は、時間的・場所的制約から、平日夜間と週末を中心に授業時間が設定される夜間主コースを選ぶ場合がある。この場合、残業、出張、業務上の繁忙期などにより、学生本人がいかに努力しても、予期せぬ遅刻や欠席が生じてしまうというのが実態である³¹。既に1. で述べたように、ICT の活用は、法科大学院が立地しない地域の居住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保するために重要な手段であり、有職社会人が学ぶ法科大学院においては、学生が自らのペースで学修できるよう、オンデマンド方式も活用した学修者本位のカリキュラムの提供が望まれる。
- 他方、有職社会人の中には、学修に専念する時間と環境を確保し、仕事と両立して、計画的に学修を継続することに苦心している者もいるとの意見があった。各法科大学院においては、ICT の活用と定期的なスクーリングや補助教員などによる実践的な学修支援などを組み合わせたカリキュラムとし、学生それぞれが学修意欲を維持するとともに、教職員や学生同士の交流が適度に確保できるようにすることにも配慮する必要がある。
- なお、本委員会においては、オンデマンド方式の活用に当たっては、教育目標や科目の特性等に応じた工夫が必要という議論がなされた。具体的には、法律基本科目においては、より本質的な双方向・多方向の授業を実現し、教育の質の向上に資する手段としてオンデマンド方式の活用が考えられる。このほかにも、とりわけ非法学部出身者や社会人経験者の場合、例えば隣接科目や展開・先端科目の一部の授業をオンデマンド方式とし、評価をレポートで

³⁰中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料1　社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について（筑波大学法科大学院報告メモ）

³¹ 同上

1 行うような授業も実施可能ではないかとの意見があった³²。こうした点を含め、各法科大学
2 院の実情に応じた十分な検討が求められる。

3

4 [長期履修制度]

- 5 ○ 長期履修制度については、1. で既述したとおりであるが、有職社会人は、業務の状況、異
6 動、転勤などにより、本人の意思にかかわらず、休学や退学をせざるを得ない場合も多いこ
7 とから、とりわけ、長期履修制度の柔軟な活用が望まれる。有職社会人は、学修に費やせる
8 時間などが学生ごとに様々であることから、本委員会でも、短期間での集中した学修を希望
9 する学生もいれば、自分のペースを重視し3年という期間に縛られずに学修するスタイルが
10 向いている学生もいるのではないかという意見があった。学生が自らの状況や適性に合った
11 学修スタイルを選べるように、複数の選択肢を用意しておくことが重要であるという点につ
12 いて意見は一致しており、各法科大学院は、長期履修制度について、1年を超える履修期間
13 の延長や、1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで長期履修に切り替えること
14 を認めるなど、柔軟な活用を期待したい。

15

16 [入学前の学修機会の提供]

- 17 ○ 法学未修者は、2年次から法学既修者と同一の教育課程で学ぶため、1年間の学修で法学既
18 修者と共に学べる程度の基礎的な法学に関する知識・能力を身につける必要がある。しかし、
19 現実には、2年次への進級率は6割台にとどまる上、最終的な司法試験合格率（累積合格率）
20 についても上述のとおり法学既修者とは大きな乖離がある。こうした状況への改善策の一つ
21 として、法学未修者の法律基本科目の学修を充実する観点から、履修単位数上限を年間最大
22 44単位まで引き上げることを可能としているが、実際には、学生への過度の負担が生じる
23 懸念等からあまり活用されていない³³。
- 24 ○ 本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果からも、法学未修者は、入学当初、

³² オンデマンド方式による場合も、毎回の授業の実施に当たっては、教員や指導補助者が授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うことや、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されていることが必要である（平成13年文部科学省告示第51号）。コロナ禍で急遽取り入れられたオンデマンド方式の授業は、有職社会人等にとっては利便性が高かった一方、学修効果の面では工夫の余地があるといった意見もあった（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料1　社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について（筑波大学法科大学院報告メモ））。

³³ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号平成26年8月11日）。当該通知に基づき、法学未修者の履修単位数の上限を36単位から44単位を上限として拡大している法科大学院は19校（35校中）のみ。上限44単位まで引き上げているのはわずか4校。（文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料））

法律用語の意味が分からず、外国語のように感じたり、条文、判例の読み方、基本書の選び方、読み方など教科内容以前のことが分からぬ状況にあつたりする者が少くないと考えられる³⁴。また、法学未修者の中には、教育を受けてもなお、法的な考え方や議論になかなかなじめない学生が一部存在するという意見も依然として少なくない。

- この点、法学未修者にとっては、進学を志望した段階や、入学者選抜に合格したあと実際に入学する前の段階で、入学後の教育内容や修了後の進路を見通し、入学後の法律基本科目の学びに余裕が生まれるように備える、あるいは、自らの法学への適性をある程度見極められる機会が提供されることが有効となり得る。
- こうした問題意識から、現在、多くの法科大学院が入学前の期間を活用している。入学予定者に対する導入的な教育としては、憲法・民法・刑法等の法律基本科目のガイダンスの実施、直近の司法試験合格者による体験談の提供、法曹三者による仕事内容の紹介、補助教員等による個別相談など、各法科大学院の実情に応じて様々に創意工夫されている。
- 法学への適性の把握という観点からは、例えば、法科大学院の講義の「お試し受講」の後、講義内容の理解度の確認を行い、結果を本人にフィードバックするような取組も考えられる³⁵。また、ICT の活用は、遠方の地域から入学する者や時間的制約のある有職社会人などにもこうした機会提供の可能性を広げるものである。
- 各法科大学院が入学前の学修機会を提供するに当たっては、1年次の教育目標、カリキュラム、学修到達度を十分踏まえ、1年次の学修に円滑に移行できるようにすることが重要である。なお、入学前の学修は、入学予定者に有効な学修の選択肢を幅広く提供するという、あくまで学修者本位のものであり、例えば、すべての入学予定者に対し受講を必須とするなど、事実上入学後のカリキュラムの一部を前倒しするというような内容や方法は適切ではない。
- また、法学未修者であっても、自らの意思と選択によって、入学前に科目等履修生として法律基本科目等を学び、単位を取得することも制度上可能であり、この場合、大学院において科目等履修生として履修したものであれば、各法科大学院の判断により、入学前既修得単位として認定することが可能である³⁶。
- 文部科学省は、法学未修者に対する入学前の導入教育に関する優れた取組について把握・公表することや、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において積極的に評価することなどが期待される。

³⁴ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 – 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

³⁵ 後藤昭「お試し受講プログラムの経験」（法曹養成と臨床教育11号（2019年）160頁）

³⁶ 専門職大学院設置基準第22条

1 〔法律基本科目の学修に注力できるような工夫〕

- 2 ○ 法学未修者が法律基本科目に注力して学ぶための一つの対応として、入学時に十分な実務
3 経験等を有する者については、大学が適当と認める場合には、当該実務経験に相当する展
4 開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することを可能としている³⁷。しかし、実際に
5 この仕組みが活用された実例はほとんどなく、その理由としては、特定分野での実務経験
6 を有する場合、むしろ、当該分野を展開・先端科目として積極的に履修し、強みとしたいと
7 考える者が多いことや、法科大学院が「十分な実務経験」をどのように確認すべきか判断
8 しづらいといったことが挙げられている。
- 9 ○ また、一定の実務経験をもって展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修する場合、そ
10 れらの学生が追加的に履修可能な法律基本科目の授業を開講することは容易ではないとい
11 う実態があり、例えば、有職社会人が多く在籍する夜間主コース等からは、学生が有する
12 実務経験はその分野における知識や能力の証でもあることから、法律基本科目への振替え
13 ではなく、展開・先端科目の履修を免除することが適当ではないかとの意見もある。
- 14 ○ 他方、法学系以外の学部出身者については、入学時点で、既に、隣接科目で修得することが
15 期待される能力を有していると認められることから、基礎法学・隣接科目群の履修の在り
16 方を再検討することが適当との意見もある。
- 17 ○ こうした点については、今後も、実態を十分に把握・検証することが重要であり、文部科学
18 省及び各法科大学院においては、学修者本位の観点から、有職社会人はもとより、他学部
19 出身者や社会人経験者が有する多様な経験や知識・能力を法科大学院教育で評価する手法
20 を検討し、法律基本科目の学修に注力できる環境を整えることが望ましい。
- 21

³⁷ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26 文科高第 393 号平成 26 年 8 月 11 日）。

1 3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

2 法科大学院教育の充実については、これまで実態を踏まえながら制度を改め、それぞれの法
3 科大学院の取組を充実することで改善を進めてきた。こうした視点は今後も重要であるが、今
4 回、法学未修者に焦点をあてて学修者本位の教育を実現する観点から議論を行ってきた点を踏
5 まると、法科大学院それぞれの取組を促すだけではなく、共通の課題として全体で取り組ん
6 でいくことが効果的・効率的な方策もあることが改めて認識された。個々の法科大学院では予
7 算、時間、人的資源などに限りがあるが、法科大学院が連携、協働することにより、全体で学
8 修者本位の学修環境を提供することが可能になることは重要である。

9 特に、ICT を活用した先進的な取組などは、複数の法科大学院が連携してある程度の規模で
10 行うことで、リソースやノウハウを有効活用し、より効果の高い継続的な取組につなげること
11 が可能と考えられる。こうした法科大学院間の協働は、例えば、複数の法科大学院における合
12 同のゼミやスクーリングなど法科大学院を越えた学生交流の活性化や、学生が自校に閉じるこ
13 となく広い世界で切磋琢磨できる環境の提供などにもつながっていくものである。

14 また、質・量ともに豊かなプロフェッショナルの養成という観点からは、法科大学院間の協働
15 はもとより法曹界との連携も重要であり、ともに法学未修者教育の充実に励むことが期待され
16 る。

17 〔法学未修者教育についての継続的な検討〕

- 18 ○ 法学未修者教育の充実がなかなか目に見える成果に結びつかない原因の一つとして、法科大
19 学院間で十分な連携や協力がないことが本委員会でもたびたび指摘されており、法科大学院
20 間の差が大きいのが現状である。
- 21 ○ 法学未修者教育はすべての法科大学院で行われており、直面する課題には共通するものも多
22 いため、各法科大学院が協働し、互いに切磋琢磨することが期待される。この点、法学未修
23 者が初期段階で身につけるべき事項に関する、いわゆる導入的な講義の動画の在り方やその
24 共有などは、法学未修者に適した教育の在り方を、各法科大学院の教員及び法律実務家がと
25 もに議論し、高め合っていくための大きなきっかけとなり得るものであろう。本委員会で提
26 案された導入的な講義の動画³⁸は、法学未修者が習得するポイントとして、法的思考の流れ、
27 条文の読み方、学説・判例を学ぶ意義や判例の読み方、法律問題の解決の流れ、民事法科目
28 を学ぶ意義などを端的にまとめられている。この動画に関しては、初学者に対して法学の全
29 体像を分かりやすく教授する内容であり効果的であること、目標を共にする法科大学院間で
30 共有が可能であること、動画による知識のインプットをもとに双方向の講義がより深まるこ
31 と、この点は法学既修者にとっても新たな教育手法となること、入学前の法科大学院志願者

38 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第99回）資料1 未修者向け導入講座動画サンプルに関する補足説明（酒井委員発表資料）

- 1 に対する情報提供にもなり得ることなど、好意的な意見が多く挙げられた。
- 2 ○ まずは、法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策、今後の在り方について継続的に議論する場（協働プラットフォーム）を設けることが求められる。教育内容、教育方法（ICT 活用を含む）、補助教員等の活用など幅広い分野について、必要に応じて法律実務家の意見を取り入れながら、各法科大学院からの教育コンテンツ・手法の収集、精査、共有、教員や補助教員の FD の活性化などを行い、各法科大学院における法学未修者教育の充実を促し、併せて全国的な教育水準の底上げを目指していくことが期待される。また、ICT の活用により、法科大学院間で、日常的に、法学未修者の課題について意見交換し切磋琢磨するような関係性を築くことも有効である。
- 10
- 11
- 12

1 4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

2 法学未修者が2年次から法学既修者と共に学び、高め合っていくことができるようにするため、
3 1年次終了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、それらが身についたかどうか
4 を客観的に確認するとともに、学生自身が1年次終了時点での自らの学修進度を見つめ直し、そ
5 の先の学修の充実・改善に役立てられるようにすることが重要である。

6 共通到達度確認試験は、各法科大学院が全国共通の試験結果を通じて客観的に進級判定を行う
7 ことができるよう、平成26年度から5回の試行を重ね、令和元年度から本格実施された³⁹。現在、全ての法科大学院で2年次への進級判定の一材料として活用されているものの、法科大学院
ごとに進級判定基準は異なっている。例えば、共通到達度確認試験の全国上位80%以内とする
法科大学院もあれば全国平均以上とする法科大学院もあり、また、正答率○%以上という基準を
設けている法科大学院もある。これらがどのような根拠に基づいて設定されたのかは必ずしも明
らかではない⁴⁰。また、共通到達度確認試験を通して、学生の到達度や理解度を分析し、各科目
の授業の見直し、教材開発、FD、学生の個別指導などに活かしていくことも有効かつ重要であり、
そうした活用も促していく必要がある。

15

16 〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕

- 17 ○これまでの共通到達度確認試験の試行試験の結果を分析すると、司法試験（短答式試験）の
18 得点率と一定の相関関係があり⁴¹、共通到達度確認試験の結果から司法試験合格（不合格）
19 の可能性を統計的に予見することができる。文部科学省は、今後も、共通到達度確認試験の
20 結果と司法試験（短答式試験）結果の相関分析を適切に実施し、公表することが求められる。
- 21 ○各法科大学院においては、共通到達度確認試験結果をもとに、1年次教育の成果を分析・検
22 証するとともに、学生が2年次以降の学修目標を明確にもって進級できるよう、学修・進路
23 指導の充実を図ることが重要である。また、進級判定は、共通到達度確認試験と司法試験（短
24 答式試験）の結果の全国的な相関分析結果も踏まえつつ、客観的に行うことが求められる。
25 進級判定基準の妥当性や試験結果を踏まえた教育改善については、認証評価においても、各

³⁹ 法学未修者の教育の質の保証の観点から、各法科大学院が客観的に進級判定を行い、学生に対する学
修・進路指導の充実を図る基礎として、また、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学
修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とすると趣旨の下、憲法、民法、刑法の3
科目について短答式（正誤式、多肢選択式）で実施。

⁴⁰ 共通到達度確認試験の結果を進級判定として活用する場合、その基準の設定の仕方は、各科目の成績の
上位○%、下位○%、全国平均点以上、正答率○%以上とするなど、各法科大学院によって様々である
(中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回(令和2年9月9日開催)資料3-1)。

⁴¹ 平成27年度から29年度に共通到達度確認試験を受けた学生の同試験の得点率と、当該者が受けた司法
試験短答式試験の得点率の関係を分析したところ、憲法、民法、刑法のいずれの科目においても、相関
係数が0.38～0.48程度あり、一定の相関関係があることが分かっている。(中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会第97回(令和2年7月7日開催)資料3別添資料8より)

1 法科大学院の実績に照らして客観的に分析・改善が行われているかという観点から検証され
2 ることが望ましい。

3 ○ 共通到達度確認試験管理委員会⁴²においては、引き続き、同試験の問題の内容や水準等について検証されたい。本委員会としても、その検証結果を踏まえ、法学未修者教育の充実の観点から、共通到達度確認試験の中長期的な在り方について、継続的に検討していくこととする。

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

⁴² 共通到達度確認試験は、共通到達度確認試験管理委員会が実施主体となっている。同管理委員会は、法科大学院協会と公益財団法人日弁連法務研究財団から組織されるものである。

1 5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

2 法科大学院は、法曹養成制度の中核を担う機関として、これまで多くの修了生を輩出してきた。
3 グローバル化のさらなる進展、産業・ビジネスモデルの転換、地域共生社会の実現等を受けて、
4 社会構造がますます複雑高度化、多様化する時代にあっては、法曹が社会的に果たす役割は極め
5 て重要である。例えば、昨今のデジタル化の急速な拡大や新型コロナウイルスの蔓延がもたらし
6 た社会情勢についても、これらが有する法的問題に真摯に向き合い、解決への道筋をつけ、中長
7 期的な社会変革を促すためには、従来の法曹の枠を超えて、多様なバックグラウンドを強みとした
8 法律の専門家が求められる。こうした理念は、平成13年の司法制度改革審議会意見書⁴³において
9 も掲げられており、法科大学院教育に携わる者は、改めてこの理念を心に留める必要がある。

10 法学未修者は、様々なきっかけで法学を学ぶ必要性を感じ、自らの目標を掲げて法科大学院に
11 進学する者が多い。各法科大学院は、そうした一人一人のキャリアプランを尊重・支援するとと
12 もに、法曹はもちろんのこと、民間企業、自治体、公益団体、国際機関等の職域も含めて、法科
13 大学院修了生の活躍先と積極的に連携し、修了生を送り出すことが求められている。法科大学院
14 教育の成果を幅広く社会に還元することは、新たな法曹志望者の増加にもつながり、それは結果
15 として、質・量ともに豊かなプロフェッショナルの養成の実現につながる。

16

17 〔法科大学院教育の成果の社会還元〕

- 18 ○ 法科大学院修了資格で司法試験に合格して法曹で活躍する者は年々増加しており、令和元年
19 までに法科大学院修了資格で司法試験に合格した者は約2万3,000人に達している。令和2
20 年4月現在の弁護士登録者数約4万2,000人であることを考えると⁴⁴、法科大学院が法曹養
21 成制度の中核を担っていることは、紛れもない事実である。また、法曹の活動領域は、ます
22 ます拡大しており、国、地方自治体、企業、海外分野など、多様な分野に広がっている。
23 近年は、現行の法規制を超えた事態への対処、例えば、ELSI⁴⁵、すなわち、最先端の科学技
24 術（例えば、ゲノム解析やドローン技術等）が社会実装される段階でいかに法的、倫理的な
25 基盤を整備するかなど、新たな社会課題への積極的な対応も必要である。グローバル化のさ
26 らなる進展により、外国の弁護士資格も併せて取得してグローバルな企業で活躍したり、法
27 整備支援に携ったりするといった社会的ニーズも高まっている。また、格差の広がり等も社
28 会問題化している中、司法と福祉の連携を強化した司法ソーシャルワークの重要性も指摘さ
29 れるなど、法曹に期待される役割は、多様な広がりをみせている。
- 30 ○ このような状況を踏まえ、法科大学院修了生は、法曹以外も含めて多様な分野で活躍してい

⁴³ 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」平成13年6月12日司法制度改革
審議会3~13頁

⁴⁴ 法曹養成制度改革連絡協議会（第14回）【法務省提出資料】資料1-16, 1-17

⁴⁵ 倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues）

る。文部科学省の調査⁴⁶によれば、修了生の就職先の約5割が法律事務所であるのに対し、
公的機関や民間企業は合わせて約4割に及ぶ。こうした就職先における法科大学院修了生に
対する評価は高く、特に、修了生の危機管理・法的リスクへの対応力、業務上の法的問題の
処理能力、コンプライアンスの向上、外部との戦略的な交渉力などが期待されている。また、
法曹資格の有無に関わらず法科大学院修了生を採用したいと考える企業が増加傾向にあり⁴⁷、
実際、法曹資格を有しない修了生の7割以上が公的機関や民間企業に就職している⁴⁸。民間
企業において、将来的に戦略事業、経営企画等の企業の中核的役割を担う人材となることを
期待し、法科大学院修了生を採用する背景には、経営法務人材と呼ばれるような、法令全般
の基礎的な知識に加え、ビジネス上の分析力、交渉力、ITリテラシースキル等を有し、企業
内プロフェッショナルとして組織と専門性の二重のコミットメントができる人材へのニーズ
の高まりがある⁴⁹。

- こうした社会の動向⁵⁰を踏まえ、文部科学省や各法科大学院は、関係企業や公的機関などと
積極的に連携し、修了生を多様な分野に送り出し、法科大学院教育の成果を社会還元するこ
とが求められる。各法科大学院は、最先端の法的問題に取り組む法曹を輩出することはもと
より、法曹にとどまらず民間企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握・開拓
し、在学生や修了生のみならず、潜在的な法曹志望者に対して的確に情報提供することが期
待される。

〔修了生の多様なキャリアに関する広報〕

- 法学未修者の中には、医療、福祉、教育、金融、行政事務等、社会人としての経験の中で様々
な課題に直面しつつ、それを法律的に解決・予防したいという意欲を持って法科大学院に入
学する者も多い。本委員会においても、多方面で活躍する法学未修者として、例えば、一級
建築士から不動産や建築事件で活躍する弁護士となった者、航空宇宙工学研究から宇宙ビジ
ネスの法的支援や特許関係で活躍する弁護士となった者、自らが続けてきたスポーツでの経
験をもとに、スポーツ分野で活躍する弁護士となった者、さらには法曹資格を有さずとも金

⁴⁶ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事
業）132、166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁴⁷ 企業の法務担当者の採用（配属）の方針において、（法曹資格の有無に関わらず）法科大学院修了生を
採用したいと考える企業の割合は、8.8%（平成22年）から24.4%（平成27年）に増加している。
（「会社法務部第11次実態調査の分析報告」平成28年9月（株）商事法務107頁）

⁴⁸ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事
業）166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁴⁹ 「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」令和元年11月経済産業省

⁵⁰ 令和2年5月、国際標準化機構(ISO)から、法的リスク管理の標準規格であるISO31022が発行され
た。今後、企業等においては、法令・コンプライアンスの順守に加え、知的財産、海外訴訟、M&A
等、より高度で戦略的な法務への対応を含めた法的リスク管理が求められる。

融機関の商品開発等で法的素養を活かし活躍する者などが紹介された⁵¹。

- こうした多彩なキャリアストーリーは、法曹の魅力を広く社会に発信できるとともに、潜在的な法曹志望者の増加にもつながるものであり、文部科学省や各法科大学院をはじめとする法科大学院関係者が連携・協力し、積極的に広報活動を行う必要がある。

〔法科大学院の学びの成果の積極的な発信〕

- 令和元年の法令改正により、法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者確保に資するために、法科大学院の教育課程、成績評価の在り方、修了者の進路状況などについて、各法科大学院が公表することが規定された⁵²。現状では、法学未修者の進路については、「司法試験合格」、「受験勉強中」のほかに、「不明」という割合が高く、その割合は修了後1年目で約30%、修了後5年目で約40%となっている⁵³。法学未修者の司法試験累積合格率が5割弱にとどまる中、最終的に司法試験に合格できなかった修了生については大学としてその後の進路状況を捕捉しにくい面があることも事実であるが、一方で、法科大学院での学修成果としての修了生の進路を把握することは大学の責務であると同時に、法科大学院修了そのものが社会的に評価されていることを踏まえれば、各法科大学院は、法曹資格の有無に関わらず修了生の進路を把握し、支援することが求められる。
- 法定事項の公表については、認証評価においても確認されることとなるが、各法科大学院においては、単に最低限の情報を公表するにとどまらず、潜在的な法曹志望者はもとより広く社会に対し、法科大学院の存在意義や成果にかかる情報を積極的かつ幅広に提供することが期待される。とりわけ、修了者の進路状況については、司法試験合格実績の数値のみならず、法曹以外の就職先の情報も発信することが重要であるほか、学修の成果についても、就職後にこそ活かされる（司法試験科目にとどまらない）法科大学院ならではの学びの成果について、例えば修了生が自ら語る声を通して発信するなどの工夫が期待される。

24

25

26

⁵¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁵² 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条

⁵³ 文部科学省令和元年度法科大学院関係状況調査（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添10）

1 IV. 今後のさらなる検討課題

2

- 3 ○ 各法科大学院及び関係機関においては、法学未修者教育の充実に係る今期の議論を真摯に受け止め、それが置かれた現状を十分に分析・把握した上で、必要な改善に取り組むことを期待したい。その際、鍵となるのは、これまで繰り返し述べてきたとおり、学修者本位の教育の実現と、法科大学院間の連携・協働による高め合いである。一人一人異なる強みを持つ法学未修者の声に耳を傾けながら、それぞれの法科大学院がもつ知見やノウハウを結集して、「新たな日常」に向かう今こそ、改めて「公平性、開放性、多様性」を旨とする法曹養成プロセスに立ち返り、改善を継続していく必要がある。
- 4 ○ 本委員会としても、今回示した対応策について、隨時、進捗の確認と成果の検証を行うとともに、今期十分に議論を深めるに至らなかった以下の事項については、引き続き、継続的に検討することとしたい。

5

- 6 · ポストコロナ期における ICT を活用した法学教育の在り方について
7 · 他学部出身者や社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育
8 の在り方について
9 · 夜間主コースをはじめとする、有職社会人にとって学びやすい学修環境の在り方について
10 · 1年次教育における法曹コースとの連携の在り方について

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26